

令和4年4月20日

市立学校園所幼児児童生徒の保護者 様

川西市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の取扱いについて

陽春の候、保護者のみなさまにおかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市教育の推進にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本市においては、兵庫県の対処方針に基づき、一部対策の見直しを進めているところです。

つきましては、新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の取扱いについて、下記の通り、一部変更します。下記を含め、右記(裏面)一覧表の内容を改めてご確認くださいようお願いいたします。

学校園所においては引き続き、感染防止対策に取り組み、子どもの健康に留意しつつ円滑な学校園所運営を推進いたします。各ご家庭におかれましては、毎日の登校前の健康観察を、引き続き徹底するようお願いいたします。

この措置は令和4年4月21日から実施いたします。この取扱いについては留守家庭児童育成クラブも同様とします。なお、今後、国や県の新型コロナウイルス感染症に関する対応について、変化があった場合には、内容に変更が生じる可能性があります。

記

1 変更点

令和4年4月20日まで

幼児児童生徒と同居する家族等が、発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状(ワクチン接種後を含む)がある場合、家族等の症状が消失するまで、幼児児童生徒も自宅待機期間とし、出席停止とする。

令和4年4月21日以降

幼児児童生徒と同居する家族等が、発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状(ワクチン接種の副反応による発熱等の症状は除く)がある場合、家族等の症状が消失するまで、幼児児童生徒も自宅待機期間とし、出席停止とする。

2 その他

発熱等があれば、まずは地域の医療機関(かかりつけ医等)に電話でご相談の上、病院受診をお願いいたします。かかりつけ医などがなく、相談先に迷う場合は、「発熱等受診・相談センター(伊丹健康福祉事務所)」(平日 9 時～17 時 30 分 ☎072-785-9437)や「兵庫県新型コロナ健康相談コールセンター」(24 時間受付《土日祝日含む》 ☎078-362-9980)へご相談ください。

【参考】「発熱等の症状がある方へ(医療機関受診方法の案内)」(兵庫県ホームページ)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/hatsunetsusoudan.html>